

## 吉岡町告示第155号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び吉岡町財務規則（平成19年吉岡町規則第21号。以下「財務規則」という。）第146条の規定に基づき、次のとおり条件付一般競争入札について公告する。

令和4年5月10日

吉岡町長 柴崎 徳一郎

### 1 条件付一般競争入札に付する事項

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 工事番号  | 第1号  |
| (2) 工事名等  | 令和4年度 相馬原飛行場等周辺水道設置助成事業 上ノ原浄水場改修工事                             |
| (3) 工事場所  | 吉岡町大字上野田地内   |
| (4) 指定業種  | 水道施設工事   |
| (5) 工事の概要 | 浄水場改修工事<br>ろ過機改修、配水池改修、紫外線照射装置設置等の水道施設工事（電気工事、管工事及び機械器具工事を含む。） |
| (6) 予定工期  | 契約確定の日から令和5年12月15日まで   |
| (7) 予定価格  | <b>686,260,000円</b><br>(消費税及び地方消費税（以下これらを「消費税等」という。）を除く。)      |

### 2 入札執行日時

- |          |                  |
|----------|------------------|
| (1) 入札日時 | 令和4年6月23日（木）午前9時 |
| (2) 入札場所 | 吉岡町役場 大会議室       |

### 3 入札保証金の納付

入札に参加しようとする者は、この公告に示す入札日前日の午後1時から午後3時までの間に財務規則第147条の規定により見積る契約金額の100分の5以上の額の入札保証金又は入札保証金に係る担保として有価証券を納付し、又は提供しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

- (1) 吉岡町を被保険者とする入札保証保険契約を締結している者であるとき。
- (2) 過去5年間に国又は地方公共団体と同等額の契約を数回以上にわたり契約し、これらすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者であるとき（確認のできる写しを添付のこと。）。)

### 4 契約保証金の納付

契約を締結しようとする者は、財務規則第170条の規定により、請負代金又は契約代金の100分の10以上の額の契約保証金を納付し、又は契約保証金に代わる担保として有価証券若しくは債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、町長が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証に係る証書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかの保証を付する場合は、免除とする。

- (1) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(2) この契約による債務の不履行により生ずる損害を補填する履行保証保険契約の締結による保証

## 5 入札参加資格条件

この公告による条件付一般競争入札に参加できる者は、吉岡町工事等請負有資格者名簿に登載されている者（会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は再生手続開始（以下これらを「手続開始」という。）の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、資格の再認定を受けている者）のうち、次に掲げる条件をすべて満たしているものとする。

- (1) 吉岡町入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 地元業者（町内に本社若しくは本店を有し、町税納入者である者又は県内に本社若しくは本店のある町内の支店若しくは営業所であつて、当該支店若しくは営業所の代表者に見積もり、入札、契約締結、契約代金の請求及び受領の権限が与えられ、当該業種に関する実績を有し、かつ、町税納入者である者をいう。）であること及び一定の県内業者であること。
- (3) 吉岡町が発注する工事等の指名競争入札の参加を停止された場合において、その停止期間を経過していること。
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1に掲げる水道施設工事に係る同法第3条第1項の規定による許可を受けていること。
- (5) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査結果通知における水道施設工事の総合評点が900点以上であること。ただし、同工種が申請者の主要な工種と客観的判断のできる数値が認められること。
- (6) 過去10年以内（平成24年度以降）に、請負金額が3,000万円以上で、2件以上の国、地方公共団体その他公共団体の水道施設工事实績があること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
- (7) 本入札に参加しようとする者の間に、資本又は人事面において関係がある建設業者でないこと。
- (8) 吉岡町暴力団排除条例（平成24年吉岡町条例第15号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。

## 6 設計図書等の閲覧

対象工事に係る設計図書等を入札参加資格者に郵送する。

- (1) 発送予定日 令和4年5月30日（月）

## 7 質問書の提出

対象工事に係る設計図書等の閲覧者は、当該設計図書等に関して質問することができる（FAXのみ受付：0279-54-8681）。

- (1) 提出場所 吉岡町役場 企画財政課 財政室
- (2) 提出期限 令和4年6月8日（水）正午まで
- (3) 応答書 令和4年6月16日（木）に応募者にFAXする。

## 8 入札参加資格の確認

入札参加希望者は、**令和4年5月20日（金）午後3時まで**に、次の書類を吉岡町役場企画財政課財政室に提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 条件付一般競争入札参加申込書（様式第1号）及び提出書類（条件付一般競争入札参加資格確認申請提出書類一覧参照）
- (2) 建設業法第3条第1項の規定による許可書の写し
- (3) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査評価結果通知書の写し
- (4) 入札保証金の免除を受けようとする者は、入札保証金免除申請書（様式第3号）
- (5) 住民税等の納税（完納）証明書（公告日以後に取得したものに限る。）

#### 9 入札の無効

- (1) 入札に参加資格のない者のした入札
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項各号に該当すると認められた者のした入札
- (3) その他、入札の条件又は町において特に指定した事項に違反した入札

#### 10 積算内訳書の提出

入札参加者は、入札に際し入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書（様式第7号）を提出すること。

#### 11 低入札価格調査の調査基準価格

本入札は、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定に基づき、本契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を設定しているため、調査基準価格を下回った入札を行った者にとっては、最低価格入札者であっても必ずしも落札者とはならない場合があること。

また、調査基準価格を下回った入札を行った者は、入札執行後に、吉岡町建設工事等低入札価格調査委員会（以下「委員会」という。）が行う事情聴取に協力すること。

#### 12 失格基準価格の設定

失格基準価格を設定して、入札の結果これを下回った入札を行ったものは、最低入札者であっても委員会を開催することなく失格とする。

#### 13 入札書の記載

入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税等抜き）を入札書に記載すること。

#### 14 その他

- (1) この公告に係る契約締結は、落札者に決定された者と仮契約を締結し、当該案件が防衛省所管の相馬原飛行場等周辺水道設置助成事業の補助金交付決定を受け、かつ、吉岡町議会の議決を得たときに本契約が締結されるものとする。
- (2) 問合せ先は以下のとおりである。

吉岡町役場 企画財政課財政室 電話0279-26-2236（直通）